

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

病院の耐震改修の更なる促進について

令和元年10月7日医政地発1007第1号にて依頼した病院の耐震改修の状況の調査につきましては、本日、別添のとおり結果を公表したところですが、病院全体の耐震化率は76.0%であり、引き続き耐震改修の促進が必要となっています。

厚生労働省では医療施設の耐震整備に関する補助事業として、災害拠点病院等の耐震整備や、耐震診断の結果「I s値0.3未満の建物」を有する病院の耐震整備に対する支援制度を措置しているところですが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」を踏まえ、建築指導担当部局と連携し、更なる耐震改修の促進等を行っていただくようお願いいたします。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)において、全ての病院のうち全ての建物に耐震性を有する病院の割合を80%以上に引き上げることとしておりますので、目標達成に向けて更なるご協力をお願いいたします。

なお、本通知の内容については、国土交通省住宅局建築指導課及び同局市街地建築課と調整済みであることを申し添えます。

(参考) 活用可能な補助制度

病院の耐震診断・耐震改修に活用できる補助制度としては次のものがある。

厚生労働省

- ・医療施設耐震化促進事業(医療施設運営費等補助金)
- ・災害拠点病院施設整備事業(医療提供体制施設整備交付金)
- ・医療施設等耐震整備事業(同)

国土交通省

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金等)
 - ・耐震対策緊急促進事業
- ※ 概要については、別紙参照